

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
五条川アメニティタウン再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
岩倉市
- 3 地域再生計画の区域
岩倉市の全域

- 4 地域再生計画の目標

岩倉市は、愛知県の北西部に位置し、名古屋市から15キロメートル圏内において、全域が都市計画区域となっており、人口密度も愛知県内の市では名古屋市に次いで高いなど、交通利便性の高い大都市近郊の住宅都市として発展してきた。

本市の人口は48,935人（平成21年4月1日現在）であり、面積は10.49平方キロメートルと愛知県内では最小である。さらに、この狭小な面積の53%の市街化区域に約89%もの人口が集中しているため、都市環境の整備が課題となっている。

これまで本市では、ふるさとのシンボルとして市内を南北に流れる五条川の自然環境整備を重点的に進めてきており、特に、両岸の1,600本の桜並木がみごとに咲き誇る様子は「日本のさくら一名所百選」にも選ばれるほどで、本市の貴重な財産となっている。また、五条川の堤防道路を尾北自然歩道に指定し、散策の拠点となる休憩所や歴史的な文化遺産である岩倉城跡なども整備しており、四季を通じ、市民の散策やジョギングなどの健康づくりの場ともなっている。さらに、桜まつり、水辺まつり、五条川マラソンなど、本市のメイン行事の多くは五条川と結びついており、また、小学生の水生生物調査や市民レベルでの清掃活動なども毎年、行われている。

五条川は、古くから農業用水路として利用されており、昭和30年代後半には全国を席捲した工業排水・生活排水による水質汚濁もみられたが、排水規制の強化や五条川左岸流域下水道の供用開始、さらに平成17年度から地域再生計画の認定を受け汚水処理施設の整備を促進した結果、生息する魚種が徐々に増え、今まで確認されていなかった「シジミ」が市内12箇所で見つかるなど水質の改善が進みつつある。

一方、平成20年度に実施した市民意向調査の結果では、諸施策に対する重要度に関する項目で「生活排水処理」の重要度が高まっており、依然、こ

の施策に対する要望が多く、下水道整備が必要であると結論付けている。

このように地域再生の途上にあることから、さらに生活環境の向上のため、良好な水環境整備に努め、質的に充実した「成熟した都市型社会」の形成を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を67.1%から75.8%に向上)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

岩倉市の汚水処理は、五条川左岸流域下水道地区では、すでに97.5%の汚水処理人口普及率であるが、地域再生計画の区域となる五条川右岸流域下水道地区の市街化区域の汚水処理人口普及率は36.6%と整備が遅れている。このため、五条川の水質は依然、良好とはいえない状況にある。

今後、この五条川右岸流域下水道地区の市街化区域において汚水処理施設整備交付金を活用して公共下水道の整備を進めるとともに、引き続き、市域全体の市街化調整区域においては、浄化槽（個人設置型）の整備を進める。

市街化調整区域は、農地保全地域であり住宅建設は多く見られないが、老朽家屋が散見していることから、建て替えや改築が増えるものと見込まれるので、積極的に浄化槽整備を呼びかけることとする。

本地域再生計画の実施により、公共下水道と浄化槽の効率的な整備を図ることによって、5年間で岩倉市全域の汚水処理人口普及率を現在の67.1%から75.8%まで向上させる。

また、市民との協働による水辺環境の整備として、市民団体「岩倉五条川桜並木保存会」の桜並木を後世に残していくための活動や、「ふれあい花の会」の護岸花壇の管理など、多様な人材の参加を促すとともに、五条川沿川の公園や散策路整備などを進め、市のシンボル空間としての形成を図る。

このように、汚水処理施設整備の推進と都市環境の向上の取り組みを進めることによって、アメニティの高いまちづくりの達成を目指す。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

公共下水道（五条川右岸流域関連公共下水道事業計画）の下水道法第4条の手続きは、次のとおり

下水道法事業認可 平成 6年 4月 27日

下水道法変更認可 平成 21年 3月 10日

[事業主体]

いずれも岩倉市

[施設の種類]

公共下水道及び浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

* 詳細は別添整備区域図による。

公共下水道 岩倉市西市町・昭和町・下本町・大地町
・稲荷町・大山寺町・曾野町地区

浄化槽（個人設置型） 岩倉市の公共下水道整備計画区域外地区

[事業期間]

公共下水道 平成 22年度～ 26年度

浄化槽（個人設置型） 平成 22年度～ 26年度

[整備量]

公共下水道 交付金対象事業 ϕ 200～ ϕ 500 12,227m
単独事業 ϕ 200 1,300m

浄化槽（個人設置型） 7人槽 5基

各施設による新規の処理の処理人口

公共下水道 3,975人

浄化槽（個人設置型） 15人

[事業費]

公共下水道

事業費 1,100,000千円（うち、交付金 550,000千円）

単独事業費 821,900千円

浄化槽（個人設置型）

事業費 2,070千円（うち、交付金 690千円）

合計

事業費 1,102,070千円（うち、交付金 550,690千円）

単独事業費 821,900千円

5-3 その他の事業

五条川環境整備事業

五条川の環境整備では、「五条川自然再生整備基本計画」に基づき、橋の修景整備や広場の確保、親水護岸、堤防道路整備等を行っている。また、生態系に配慮した自然と共生した川づくりを進めるとともに、桜並木の保全や河川空間の緑化を推進している。

市民との協働による水環境の整備活動としては、「岩倉の水辺を守る会」による河川空間の美化・活用、自然生態系の保全・再生、環境教育等の活動が、水辺環境の整備・活用に重要な役割を發揮してきた。具体的には、毎年、700人ほどの市民が参加する河川清掃「クリーンアップ五条川」や子どもたちに川のすばらしさだけでなく、危険さも教えたいと開催される「水辺まつり」などが挙げられる。

平成20年には、「岩倉五条川桜並木保存会」が市民の手により発足し、五条川の桜並木を保存し、後世まで残していくための活動が始まっている。

また、「ふれあい花の会」による護岸花壇の管理や公共施設アダプトプログラムでの団体・個人による身近な公共空間の美化、清掃など、多くの市民参加により、五条川の水辺環境保全・整備のための活動がなされている。

これらの活動にあわせて、桜並木の維持管理事業、散策路の浸透性舗装整備等を実施する。

6 計画期間

平成22年度～26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本地域再生計画における汚水処理施設整備交付金に関連する事業の効率化及びその実施過程の透明性を一層向上させるため、事業に対する評価及び完了後一定期間経過した事業に対する事後評価を実施するにあたり、庁内に上下水道課・環境保全課・企画財政課を始めとする関係部局で組織する「地域再生計画評価委員会」を設置し、毎年度、地域再生計画の進捗状況として、整備面積、整備区域人口、汚水処理人口、下水道整備延長、水洗化率、浄化槽設置数、収支状況についての各指標の検証及び今後の事業のあり方について検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し